

# 審議会等の会議結果報告書

【担当課】 都市計画課

|          |   |     |          |
|----------|---|-----|----------|
| 会議の名称    | 茅野市都市計画審議会  |     |          |
| 開催日時     | 平成25年5月8日(水) 午後6時30分から7時30分   |     |          |
| 開催場所     | 茅野市役所 7階 704、705会議室   |     |          |
| 出席者      | <p>【審議会】 宮坂孝雄委員(会長)、宮坂泰文委員、小平守委員、保科秀子委員、立石慎太郎委員、藤澤武則委員、宮下恵子委員、矢崎敏臣委員、井上善美委員、大久保功身委員、北沢千登勢委員、望月克治委員、山岸正衛委員、湯沢秀人委員、小林弘幸委員</p> <p>【事務局】 柳平茅野市長(途中退席)<br/>                 帯川都市建設部長、両角都市計画課長、田中都市計画係長、両角公園景観係長、小林公園景観係、宮崎都市計画係</p>  |     |          |
| 欠席者      | 五味紀雄委員  |     |          |
| 公開・非公開の別 | 公開  | 非公開 | 傍聴者の数 2人 |
| 議題及び会議結果 | <p style="text-align: center;">協議内容・発言内容(概要)</p> <p>1 開会</p> <p>事務局(両角課長) みなさん、こんばんは。5月というのに非常に寒い朝でしたが、本日はご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今より、茅野市都市計画審議会を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局(田中係長) 本日の会議の成立についてご報告いたします。本日ご出席いただいております委員さんは、14名でございます。委員定数16名の半数以上の出席でございますので、茅野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>2 委嘱書交付</p> <p>事務局(田中係長) 続きまして委嘱書の交付をさせていただきます。茅野市農業委員会会長、長野県建築士会諏訪支部茅野分会会長の交代、及び4月の県職人事異動によりまして、新たに4人の皆さんを茅野市都市計画審議会の委員に委嘱させていただきましたので、柳平市長から委嘱書の交付をさせていただきます。</p> <p>柳平市長 出席委員全員に委嘱書の交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>事務局(田中係長) 柳平市長から、ごあいさつをお願いします。</p> |     |          |

柳平市長

改めましてこんばんは。ただいま都市計画審議会の委員として委嘱させていただきました皆様には茅野市の都市計画に対してそれぞれの立場に立ったご意見・ご提案をよろしくお願いいたします。

先ほどもありましたが、本当に寒い朝が続いております。農作物に大変被害が出ております。今すでに被害額が算定されているわけではないですが、これからの生育不良等によってはかなりの被害も想定されるのではないかと心配しております。また長野県内におきましても、松本、塩尻を中心に大分被害が出ているという情報も入ってきております。これも地球温暖化の影響ではないかと思うわけではございますが、市といたしましても出来る限りの対応をしてみたいと思っております。

本日は都市計画審議会ということで、景観計画の変更点についてご審議いただくわけでございます。この件につきましては、茅野市が景観形成団体になりまして県の景観行政から独立した、そんな状況の中で、茅野市として独自性を持って景観計画を進めております。風光明媚な、そしてまた雄大な自然を有する茅野市においてどんなまちづくりをしていくことが50年、100年先の茅野市の財産になるか、そんな大局的な見地に立ってこの事業を進めております。皆様にはそんな長い目を見た構想も念頭におきまして様々なご意見をいただければ嬉しく思います。皆様のご協力を改めてお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（田中係長）

柳平市長、ありがとうございました。

それでは議事の進行につきましては茅野市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、議長を宮坂会長さんをお願いをしたいと思います。

なお市長さんは公務の為退席しますのでよろしくお願いいたします。

#### 4 審議会の公開について

宮坂議長

○宮坂会長

みなさんこんばんは。本日は連休明けのお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。議事の進行がスムーズに行きますよう皆様にご協力をお願いしたいと思います。それでは議事の前に本日の審議会の公開・非公開につきまして皆様にお諮りしたいと思います。本日の案件は非公開とするものには該当しませんので公開としてよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

宮坂議長

それでは公開とします。事務局で傍聴者について報告をお願いします。

事務局（田中係長）

現時点で傍聴希望の方は2名です。傍聴者の方は入室してください。傍聴者の方は、「傍聴の際の注意事項」を守り、議長及び係員の指示には従っていただきますようお願いいたします。

## 5 議事録署名委員の指名

宮坂議長

議事録署名委員につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局（田中係長）

議事録の署名については、宮坂会長さんと委員さんから2名の計3名ということで、2名の委員さんについては名簿順でお願いしております。今回は、委嘱早々であります、15番の湯沢委員さんと16番の小林委員さんをお願いしたいと思います。

宮坂議長

それでは議事録の署名につきましては湯沢委員さんと小林委員さんをお願いします。続いて審議に入る前に事務局から連絡をお願いします。

事務局（田中係長）

はじめに、本日の資料でございますが、次第、委員名簿と裏面に本日出席している職員名簿、先日郵送しました案件1：「茅野市景観計画の変更について」の資料です。これについては、都市計画決定を行うものではありませんが、都市計画の策定に関する事項として審議を求めるものであります。もう1つは「茅野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という資料がございます。これは、次第の最後のその他のところでご説明しますのでよろしくお願いします。

## 6 議事

宮坂議長

それでは案件の審議に入ります。茅野市景観計画の変更について都市計画課から説明をお願いします。

事務局（両角課長）

それでは説明をさせていただきます。都市計画課長の両角と申します。よろしくお願いします。

景観計画の見直しということで説明をさせていただきますが、お手元の「茅野市景観計画の変更案について」という資料をご覧くださいながらお願いします。茅野市の財産であります美しい景観を守り、育て、後世に引き継ぐために平成22年4月より景観づくり条例による規制を始めまして3年が経過しました。この間、皆様のご協力をいただきながら、市民の方へも内容がだいぶ浸透してきたと思っております。しかしこの条例の中にあります色彩基準につきまして、市民の方々や施工業者の方々などからご意見をいただいております中で、見直しが必要と判断をしたため、今回皆様にその内容をご審議いただくものでございます。

まず、1点目でございますが、現在は茅野市全域を市街地、農村集落、森林産地の3つの区域に分けて基準を定めております。資料の6ページをご覧ください。ここにありますチャートの赤枠が外壁に使用できる色彩の範囲、青枠が屋根に使用できる色彩の範囲ということで基準を定めています。この中で一番右のNという部分、無彩色の部分になりますが、その一番上の緑色の枠の部分は現在の基準では使用できませんが、この部分を使えるようにしよう、というのが今回の変更点でございます。これは、現在の基準では漆喰壁の白色は認められておりますが、実際には

非常に高額であるためなかなか使用できない、それではこれに代わる N9 程度の明度の白色の建材を使用しよう、となっても現在の基準では認められないこと、また最近では他にも白色の建材が多く生産されておりますので、時代に合った基準にしていこう、そんな理由から変更をするものでございます。

茅野市の色彩基準につきましてはいろいろなご意見をいただいておりますが、中には少々厳しいのではないかとというご意見も頂くわけですが、施行から3年が経ちまして市民の方々に定着してきた基準でございますので、見直しの範囲は必要最小限のものにしていきたいと考えております。

2点目は資料の1ページの「2変更内容」の「(2)」にございますが、農村集落、森林山地地域においてマンセル値による基準を適用しない場合として、「企業カラーについては、市長が特に必要と認める場合」を追加するものです。こればどうということかと申しますと、企業の中には経営方針や企業イメージから企業カラーを持つ会社があります。しかし現在の色彩基準では、どんな企業であっても新築や増築の際は今の色彩基準の中で色を使っていたりすることをお願いしています。どうしても基準外の色を使いたい場合は、壁面の10分の1以下でアクセントカラーとして使用することを認めている状況です。今後企業がイメージカラーとして色彩基準外の色を使いたいということも想定されるため、市としても企業の進出や事業拡大を少しでも応援したいという気持ちや、地域の発展や雇用を生み出してくれる企業に対しまして、市民の雇用を守るという意味からも、基準外の色を使いたい企業があった場合には、景観審議会の意見を聞いたうえで条件を付して認めて行きたいと考えております。

このことが資料の5ページの下に記載がございます。赤字で「④企業カラーについては、市長が特に認める場合」という部分を今回追加したいと考えております。この「市長が特に認める場合」はどんな場合かということですが、これは2点ございます。1点目は農村集落地域または森林山地地域であることです。いわゆる市街地ではなく上の方の地域でお願いしたいということです。それから2点目は建物の周囲を道路境界、隣地境界から10m以上離していただき、周りに植栽帯を設けた上で高木を植えていただきまして、周囲と調和できる環境を整備していただくことです。簡単に申しますと建物を周囲から見えにくくしていただくということです。まずはこの2点を条件といたしまして、景観審議会で論議していただくことになろうかと思っております。

以上ご説明申しあげました2点、白色の明度の引き上げ、企業カラーの取り扱いにつきまして、先だって景観審議会での審議をいただき了承を得ておりますとともに、3月17日から1カ月パブリックコメントを実施いたしました。本日、この審議会におきましてご了解をいただきましたら、6月1日からこの内容で変更をしていきたいと考えております。以上早口でご説明してしまいましたが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

|           |   |
|-----------|---|
| 望月委員      | <p>りましたらお願いします。</p> <p>パブリックコメントでは何件、どのような意見が寄せられたのでしょうか。</p>   |
| 事務局（両角課長） | <p>1件の意見がありました。内容は白だけではなく、YR系やY系も拡げていいのではないかと、逆に緑の中に白は馴染まないのではないかとという意見も併せていただきました。</p>   |
| 小林委員      | <p>2点質問をお願いします。1点目はN9を認めるということで、平たく言えば漆喰壁に代わる一般的な白壁も認めるということで、基本的には賛成ですが、当初N8までと指定したときにはどのような議論があったのか、経過が分かれば教えてください。</p> <p>もう1点企業カラーについて、通常企業カラーで問題となるのは看板についてだと思います。ここでは外壁と屋根の基準について定めていて、看板は含まれていないと思いますが、具体的な企業名は出せないとしても、外壁や屋根について全面的に企業カラーを使いたい、我慢してもらった例があるということなのではないでしょうか。この2点をお願いします。</p>  |
| 事務局（両角課長） | <p>まず白の基準をN8までとした経緯でございますが、当時のことをいろいろと調べてみますと、白色は緑の中では目立ちやすいというのが一番の理由のようです。確かに山の方をご覧いただくと、例えば白壁のホテルなどは山の中で目立ちやすいと思います。そのため出来るだけ白色の明るさを抑えようとした結果がN8という基準になったようです。当時もいろいろと議論があった末、落ち着いたところがN8のようです。</p> <p>それから企業カラーについてでございますが、お話がありましたように建物の壁の色が主な制限内容です。景観計画が出来てからは基準外の色をどうしても使いたいという例はありませんでしたが、その前はいろいろなお話がございました。それと1件、大きなスーパーにあらかじめ基準の中で計画していただくようお願いをした経過がございます。</p>   |
| 小林委員      | <p>一つの意見になりますが、白色については例えば塗る材質によっては照かる、反射するというところもあると思いますので、そこを抑えるということでN8という基準になったのではないかと想像をします。N9に基準を拡げることは問題ないと思いますが、例えば反射しないものを使用するなど、材質の部分で指導が出来れば、これまでN8に抑えてきた指導との連続性が保てるのではないかと思います。</p> <p>それと企業カラーについて、他都市の事例も見たことがあるのですが、基準外の色を使用させる条件に、「アクセントとして使う」など一定のルール、ある意味、普遍的な基準を設けているものはありましたが、「市長が認めた場合」としている例はありませんでした。例えば小さな工務店さんが外壁を自社の企業カラーとして赤く塗りたいといった場合に、どのような扱いになるのか、景観審議会の議論があるとは思いますが、公平性が保てるのか若干危惧します。市長が認めるにあたっては一定のルール化は必要であろうと思いました。</p> |

事務局（両角課長）

企業カラーの点は何でも市長が認めるということではありません。基本的には色彩基準の中でお願いをして、それが難しい場合にはアクセントカラーとしての使用をお願いしていくことになります。それ以外の場合で、先ほども申しましたように、農村集落地域又は森林山地地域内であること、最低10mの壁面後退、また緑地帯の確保と高木の植樹が出来るかどうかといったところが許可するか否かの一つの判断基準になるかと思しますので、急に道路脇に赤い外壁の建物を建てていいかとなるとそれは認められないということになると思います。

宮坂議長

その他ございますでしょうか。

それでは他にないようでありますので、案件1の茅野市景観計画の変更につきましてはご異議ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

宮坂議長

ありがとうございました。それでは異議なしと認められましたので、茅野市長にその旨を答申させていただきます。

その他事務局からお願いします。

## 7 その他

事務局（田中係長）

その他といたしまして、皆様にお配りしました「茅野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という資料でございますが、まずA4サイズのもの、これは平成16年に長野県が都市計画法第6条の2に基づいて都市計画決定しているものです。

平成16年から早10年が経過する中で、長野県が昨年度より内容の見直しを進めており、お手元のA3サイズの方の変更素案ができました。この変更案につきまして、今年の11月に長野県都市計画審議会へ付議し、法定協議を経て、最終的に変更の決定をしたいという予定であります。それに伴いまして、9月頃に市への意見聴取が予定されています。それを受けますと市は当審議会へ諮問をいたします。従いまして委員の皆さまには事前にこの内容をご覧いただきたいわけではあります。委員さんによっては、母体の任期等により6月には新たな委員さんが加わりますので、改めて説明をさせていただく機会を事前に設けたいと思います。

この素案は、5月17日まで都市計画課の窓口で閲覧を行っています。これにあたりましては公述の申し込みを受け付けておりまして、申し込み期限は、5月10日までとなっております。公述の申し込みがあった場合は、5月18日午後4時から公聴会を開催します。ただし、公述の申し込みが無い場合には、公聴会は中止となります。以上ご承知置きいただければと思います。よろしく申し上げます。

宮坂議長

ただ今の報告につきましてご意見、質問等ございましたら挙手にてお願いします。

望月委員

これは県の方針が変更になるので、それを受けて茅野市はこういう風に変えたいという素案を作りました、ということでしょうか。

事務局（両角課長）

そうではなく、これはすべて県が作った素案でございます。A4の資料は以前からある方針でございます、A3の資料の中で赤字になっているところが今回の変更部分です。

望月委員

例えば8ページ、9ページの図などは全く新しく追加されるものようですが、これだけの変更となると茅野市としてもかなりの変更が出てくると思うのですがどうでしょうか。

事務局（両角課長）

これが変更になったからといって茅野市の計画が大きく変わるかというところではないと思います。茅野市には現在都市計画マスタープランというものがあります。それに基づいて進めているわけですが、マスタープランの期間もそろそろ中間になりますので、見直しによって変更がある場合には県の方針を参考にしながら変更していくことにはなると思います。

望月委員

県が変更をするのは国の方針などによるものなのではないでしょうか。変える理由があったのでしょうか。

事務局（両角課長）

A3の資料の最初に変更理由があります。平成16年に策定し、平成32年までの計画となっておりますのでおおむね中間にあたるということ、時代変化にあった内容にすること、また防災への意識の高まり等を踏まえて見直しを行ったものです。

望月委員

これまでのものは平成16年に策定して平成32年までの計画だったということですが、今度のものは今年見直して平成42年を目標にするということで、16年周期では無く、整合性がないと思うのですが。

湯沢課長

平成16年に策定したものではありませんが、基になるデータ等は平成12年、平成13年時点のものであります。目標は平成12年から20年間としたため平成32年となっております。具体的な内容として、都市施設等の整備はおおむね10年くらい進むため、見直しもおおむね10年程度で行うということです。

資料の中で新しく図が入ったり、変更計画部分だけ記載されているところが多々ありますが、これは諏訪地域のように茅野市、諏訪市、岡谷市、と相互に関係する市町村がつながっているような場合は、圏域と言いますが、諏訪圏域全体のことを考慮しながらそれぞれの市町村のことを考えた方がよいということで、圏域のことをまず載せているためでございます。今回の見直しからそのようにしようということで、11ページくらいまでは諏訪圏域全体のことが載っております。

望月委員

諏訪圏域全体のことを考えるというのは県の方針なのかという点と、

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>湯沢課長</p>      | <p>計画の目標期間は基となるデータから20年ということによろしいでしょうか。</p> <p>1点目につきましては、長野県独自のやり方ではなく全国的なもので、地域としての関連性がある場合は全体としての計画を立てた方が良いという国の意見があります。長野県では県全体の計画、圏域の計画、更に市町村の計画という形になっております。</p> <p>2点目につきましては、明確に決まっているわけではなく、おおむね10年、20年となっております。最終的に計画が決定するまでにタイムラグが生じてしまうということです。</p> |
| <p>宮坂議長</p>      | <p>その他ございますか。ないようでございますので、以上で予定された議題が終わりましたが、せつかくの機会ですので、案件以外に何かご意見等あればお願いいたします。</p>  |
| <p>山岸委員</p>      | <p>1点私の希望ですが、景観計画の中に建物のことはあるのですが、私が気になっているのは電柱の関係です。八ヶ岳は非常に景観として素晴らしいので写真を撮ろうとした時に必ず電柱が写りこんできます。電柱は生活に必要な施設でありますので、なかなかどうにもならないかもしれませんが、長期的な茅野市のまちづくりという観点から見たときには電柱のことも考えて行く必要があるのではないかと考えています。このあたりのことも考慮していただければ、というお願いであります。</p>                            |
| <p>事務局（両角課長）</p> | <p>今おっしゃられたことは非常に難しい問題だと思います。市街地では電線の地中化ということで景観づくりをすすめておりますが、なかなか市内全域をとというのは難しいと思います。市では路線を決めて県にもお願いをしながら地中化を進めておりますのでご理解をいただければと思います。</p> <p>ただ、市街地以外でも、将来的に可能であれば重点地区のようなものを設定して、少しでも電柱を少なくしていくという取り組みが可能かどうか、そのあたりは今後の宿題であると思います。</p>                       |
| <p>山岸委員</p>      | <p>今宮川保育園の新築をしていると思います。あのあたりについては地下配線が出来るのではないかと思いますので工夫していただきたいと思っています。それからエコーラインの上場沢の信号機は地中配線をしていて非常に見栄えがいいので、あのような工夫を今後新しく建設する信号等ではしてほしいと思います。</p>   |
| <p>事務局（両角課長）</p> | <p>エコーラインは景観の重点地区に指定しておりますので、電柱や看板等も規制しております。宮川保育園の周辺につきましては、県道沿いは駅の西口から同じように地中化するというように進めております。</p>  |
| <p>宮坂議長</p>      | <p>そのほか何かございますか。ないようであれば事務局から何かありますか。</p>   |

事務局（田中係長）

先ほども少しふれましたが、任期につきまして、当審議会の任期は、5月31日までです。次期任期は、平成27年5月31日までです。本日委嘱書を交付いたしました4名の委員さんについては、継続でお願いしたいと思いますが、他の委員さんにつきましては、所属する母体の任期が5月中であれば、次期委員さんへの引継をお願いします。また、母体の任期が6月以降残ってられる委員さんにつきましては、出来れば再任ということをお願いしたいと思います。また、母体の任期がない委員さんにつきましても出来れば再任をお願いします。

いずれにいたしましても、5月下旬にこちらから連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

宮坂議長

それでは以上を持ちまして茅野市都市計画審議会の議事を終了します。長時間にわたりお疲れさまでした。

#### 8 閉会

事務局（両角課長）

以上をもちまして都市計画審議会を閉会とします。ありがとうございました。